

ご案内



国民健康保険からの
お知らせ

資格喪失後の受診による医療
費の返還について

4月は加入している健康保険の異動が多い時期です。健康保険証を使用するときは、次のことに注意してください。

社会保険などへの加入や、転出により小野町の国民健康保険の資格がなくなった(喪失した)後に、小野町の国民健康保険証を使用して医療機関などを受診した場合、その医療費を返還していただくこととなります。

これは、小野町の国民健康保険証で受診したことにより、本

来受診日当日に加入していた健康保険が負担すべき医療費(受診者の窓口負担分を除いた額)を小野町の国民健康保険が支払った(一時的に立て替えた)ためです。

【具体的にはどんなとき?】

○就職して社会保険や共済組合、健康保険組合などに加入したが、保険証の交付に時間を要し、その間に国民健康保険証を使用してしまったとき。

○すでに社会保険などに加入したり、転出したりしているにも関わらずその届出が遅れ、返却前の国民健康保険証を使用してしまったとき。

【返還方法は?】

○該当となった方には、「返還通知書」と「納入通知書」をお送りしますので、指定期日までに返還金を納入してください。

【療養費の申請方法は?】

○医療費を返還した後に、受診日当日加入していた健康保険に「療養費」として申請するこ

とができます。加入していた健康保険により申請方法は異なりますので、必要な書類については該当する健康保険へ問い合わせください。

○「療養費」の申請には、「返還金の領収書」が必ず必要となります。領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

【その他】

○新しい保険証が交付される前に医療機関などを受診するときは、医療機関などの窓口で必ずその旨を申し出てください。基本的には、一旦全額自己費(10割負担)でお支払いいただくこととなりますが、窓口の指示に従ってお支払いください。

○新しい保険証が交付されたときは、速やかに役場に届出を行い、国民健康保険証は必ず返却してください。

○誤って保険証を使用してしまったときは、医療機関または町民生活課に速やかにご相談ください。

国民健康保険の各種手続きにおいて申請書などに、世帯主と該当者のマイナンバーの記載が必要となりました。

◎医療費の適正化に、ご理解・ご協力をお願いします。

町民生活課

☎ 721-6933

ひとり親家庭のための
就職相談会

福島県母子家庭等就業・自立支援センターでは、県内にお住まいのお仕事をお探しのひとり親家庭の方々を対象に、就職に関する相談を行っております。相談は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

◎福島県母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 024-521-5699